別紙

令和３年４月　設計積算要領　新旧対照表
(関係部分のみ抜粋)

森林整備保全事業設計積算要領　新旧対照表

改　　正　　後	現　　行
北海道森林管理局森林整備保全事業設計積算要領（林道事業）の制定について 平成23年3月31日付け22北森二第27号 北海道森林管理局長から各森林管理（支）署長あて 〔最終改正〕令和3年3月19日2北森二第52号 北海道森林管理局森林整備保全事業設計積算要領（林道事業）を別紙のとおり制定し、平成23年度以降に実施する事業から適用することとしたので、この要領に基づき適切に実施されたい。	北海道森林管理局森林整備保全事業設計積算要領（林道事業）の制定について 平成23年3月31日付け22北森二第27号 北海道森林管理局長から各森林管理（支）署長あて 〔最終改正〕令和2年9月17日2北森二第31号 北海道森林管理局森林整備保全事業設計積算要領（林道事業）を別紙のとおり制定し、平成23年度以降に実施する事業から適用することとしたので、この要領に基づき適切に実施されたい。
1　基　本	1　基　本
森林整備保全事業設計積算要領の制定について 平成12年3月31日付け12林野計第138号 林野庁長官より森林管理局（分局）長及び知事あて ［最終改正］令和2年4月2日元林整計第883号 森林整備保全事業設計積算要領を別紙のとおり制定し、平成12年4月1日以降に着手される事業から適用することとしたので、事業の運営に遺憾のないようにされたい。 また、森林整備事業設計書作成要領の制定について（平成11年4月1日付け11林野計第132号）（治山編及び林道編）は、平成12年3月31日をもって廃止することとしたので、了知されたい。 なお、平成12年3月31日以前に発注された工事で、平成12年4月1日以降も引き続き施工される工事については、上記の廃止された通達が適用されるので念のため申し添える。	森林整備保全事業設計積算要領の制定について 平成12年3月31日付け12林野計第138号 林野庁長官より森林管理局（分局）長及び知事あて ［最終改正］令和2年4月2日元林整計第883号 森林整備保全事業設計積算要領を別紙のとおり制定し、平成12年4月1日以降に着手される事業から適用することとしたので、事業の運営に遺憾のないようにされたい。 また、森林整備事業設計書作成要領の制定について（平成11年4月1日付け11林野計第132号）（治山編及び林道編）は、平成12年3月31日をもって廃止することとしたので、了知されたい。 なお、平成12年3月31日以前に発注された工事で、平成12年4月1日以降も引き続き施工される工事については、上記の廃止された通達が適用されるので念のため申し添える。
森林整備保全事業設計積算要領 第1～9　［　略　］ （参考資料）　設計書の単位（金額） ［　略　］ 「森林整備保全事業設計積算要領」等における貨物自動車の運賃料金の取扱いについて ［　略　］	森林整備保全事業設計積算要領 第1～9　［　略　］ （参考資料）　設計書の単位（金額） ［　略　］ 「森林整備保全事業設計積算要領」等における貨物自動車の運賃料金の取扱いについて ［　略　］

森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて

平成 11 年 7 月 1 日付け 11 － 13
林野庁指導部長、国有林野部長より
森林管理局(分局)森林整備部長あて
［最終改正］令和２年４月２日元林整計第 884 号

森林整備保全事業の設計積算については、森林整備保全事業設計積算要領（平成 12 年 3 月 31 日付け 12 林野計第 138 号林野庁長官通達。「以下「設計積算要領」という。）及び森林整備保全事業標準歩掛（平成 11 年 4 月 1 日付け 11 林野計第 133 号林野庁長官通知。以下「標準歩掛」という。）で定められているところであるが、その細部の取扱いについて、下記により取り扱うこととしたので通知する。

なお、「治山事業設計書作成要領等の細部取扱いについて」（平成 5 年 4 月 1 日付け 5 － 2 林野庁指導部長通達)、「治山事業設計書作成要領及び民有林林道事業設計書作成要領の細部取扱いついて」（平成 6 年 4 月 8 日付け 6 － 10 林野庁指導部長通達）及び「森林整備事業における「押土作業等の作業効率・損料補正の運用について」（平成 11 年 9 月 30 日付け 11-16 林野庁指導部計画課長通知）は廃止する。

記

1　設計単価の取扱いについて

必携 森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて 1 設計単価の取り扱いについてを適用する。なお、物価資料を用いて算定する場合には、資材によって掲載地区にバラツキがあることから、次のとおり算定することとする。

（１）掲載地区が「札幌」若しくは「北海道」の記載がある場合、全地区で「札幌」若しくは「北海道」の金額を使用する。

（２）掲載地区が「札幌」若しくは「北海道」の記載がなく「全国」しかない場合、全地区で「全国」の金額を使用する。

（３）掲載地区が「札幌」及び「釧路」しかない場合、「釧路」以外の地区については「札幌」の金額を使用する。なお、例とした釧路以外の地区においても同様とする。

（４）掲載地区が「北見」の記載がなくその他の地区の記載がある場合、「北見」については「札幌」の金額を使用する。なお、例とした北見以外の地区においても同様とする。

２～５　［ 略 ］

（別表）
山間僻地の判定基準点数表

［ 略 ］

A ～ D　［ 略 ］

森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて

平成 11 年 7 月 1 日付け 11 － 13
林野庁指導部長、国有林野部長より
森林管理局(分局)森林整備部長あて
［最終改正］令和２年４月２日元林整計第 884 号

森林整備保全事業の設計積算については、森林整備保全事業設計積算要領（平成 12 年 3 月 31 日付け 12 林野計第 138 号林野庁長官通達。「以下「設計積算要領」という。）及び森林整備保全事業標準歩掛（平成 11 年 4 月 1 日付け 11 林野計第 133 号林野庁長官通知。以下「標準歩掛」という。）で定められているところであるが、その細部の取扱いについて、下記により取り扱うこととしたので通知する。

なお、「治山事業設計書作成要領等の細部取扱いについて」（平成 5 年 4 月 1 日付け 5 － 2 林野庁指導部長通達)、「治山事業設計書作成要領及び民有林林道事業設計書作成要領の細部取扱いついて」（平成 6 年 4 月 8 日付け 6 － 10 林野庁指導部長通達）及び「森林整備事業における「押土作業等の作業効率・損料補正の運用について」（平成 11 年 9 月 30 日付け 11-16 林野庁指導部計画課長通知）は廃止する。

記

1　設計単価の取扱いについて

必携 森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて 1 設計単価の取り扱いについてを適用する。［ 新設 ］

［ 新設 ］

２～５　［ 略 ］

（別表）
山間僻地の判定基準点数表

［ 略 ］

A ～ D　［ 略 ］

E　北海道循環資源利用促進税条例の取扱いについて	E　北海道循環資源利用促進税条例の取扱いについて
（１）～（２）　［　略　］	（１）～（２）　［　略　］
（３）積算の取扱い ①　循環税相当額は、処分場における処理経費とは別に、共通仮設費の準備費（定率仮設費対象外積上分）へ計上する。	（３）積算の取扱い ①　循環税相当額は、処分場における処理経費と同様に、共通仮設費の準備費（定率仮設費対象外積上分）へ計上する。
②～④　［　略　］	②～④　［　略　］
（４）～（５）　［　略　］	（４）～（５）　［　略　］
産業廃棄物の重量の計測が困難な場合の換算係数	産業廃棄物の重量の計測が困難な場合の換算係数
［　略　］	［　略　］
F～G　［　略　］	F～G　［　略　］
H　警備業法の改正に基づく交通誘導警備員の取扱いについて	H　警備業法の改正に基づく交通誘導警備員の取扱いについて
高速自動車国道、自動車専用道路又は都道府県公安委員会が必要と認めた道路においては、交　通誘導業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を配置することが警備業法により　義務付けられている。 林道工事の実施に当たり、これらに係る交通誘導警備員を配置する必要がある場合の積算等の　取扱いは次のとおりとする。	高速自動車国道、自動車専用道路又は都道府県公安委員会が必要と認めた道路においては、交　通誘導業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を配置することが警備業法により　義務付けられている。 林道工事の実施に当たり、これらに係る交通誘導警備員を配置する必要がある場合の積算等の　取扱いは次のとおりとする。
１　［　略　］	１　［　略　］
２　道路交通法第 80 条に基づく協議により交通誘導警備員を配置する必要がある場合又は同法第 77 条に基づく道路の使用許可条件として交通誘導警備員を配置する必要がある場合であって、警備員等の検定等に関する規則第 2 条の表の種別 5 及び 6 項に該当し検定合格警備員を配置する必要がある場合は、交通誘導警備員Ａを適用して、直接工事費に積上げ計上するものとする。	２　道路交通法第 80 条に基づく協議により交通誘導警備員を配置する必要がある場合又は同法第 77 条に基づく道路の使用許可条件として交通誘導警備員を配置する必要がある場合であって、警備員等の検定等に関する規則第 2 条の表の種別 5 及び 6 項に該当し検定合格警備員を配置する必要がある場合は、交通誘導警備員Ａを適用して、共通仮設費の安全費に必要額を計上するものとする。
３～５　［　略　］	３～５　［　略　］
北海道公安委員会告示第133号	北海道公安委員会告示第150号
平成 18 年北海道公安委員会告示第 150 号（警備員等の検定等に関する規則の規定による北海道公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務）の一部を次のように改正し、令和３年４月１日から施行する。	平成 18 年北海道公安委員会告示第 150 号（警備員等の検定等に関する規則の規定による北海道公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務）の一部を次のように改正し、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

表を次のように改める。

路線名	区域
一般国道５号 一般国道12号 一般国道36号 ［　削る　］ 一般国道38号 一般国道229号 一般国道230号 一般国道231号 一般国道234号 一般国道235号 一般国道236号 一般国道237号 一般国道274号 一般国道275号 一般国道276号 一般国道336号 一般国道337号 一般国道393号 一般国道451号 一般国道452号 一般国道453号 道道　小樽定山渓線 ［　削る　］ 道道　札幌夕張線 道道　旭川芦別線 道道　千歳鵡川線 ［　削る　］ 道道　苫小牧停車場線 道道　当別浜益港線 道道　三笠栗山線 道道　夕張岩見沢線 道道　恵庭栗山線 道道　江別恵庭線 ［　削る　］ 道道　岩内洞爺線 道道　平取静内線 道道　穂別鵡川線	札幌方面に所在する警察署が管轄する地域

表を次のように改める。

路線名	区域
一般国道５号 一般国道12号 ［　新設　］ 一般国道37号 一般国道38号 一般国道229号 一般国道230号 一般国道231号 一般国道234号 一般国道235号 一般国道236号 一般国道237号 一般国道274号 一般国道275号 一般国道276号 一般国道336号 一般国道337号 一般国道393号 ［　新設　］ 一般国道452号 一般国道453号 道道　小樽定山渓線 道道　洞爺湖登別線 ［　新設　］ ［　新設　］ 道道　千歳鵡川線 道道　小樽港線 ［　新設　］ 道道　当別浜益港線 道道　三笠栗山線 道道　夕張岩見沢線 ［　新設　］ 道道　江別恵庭線 道道　平取厚真線 道道　岩内洞爺線 道道　平取静内線 道道　穂別鵡川線	札幌方面に所在する警察署が管轄する地域

路線名	区域
〔 削る 〕	札幌方面に所在する警察署が管轄する地域
〔 削る 〕	
道道 岩見沢石狩線	
道道 西野真駒内清田線	
道道 白老大滝線	
〔 削る 〕	
道道 札幌環状線	
道道 室蘭環状線	
道道 江別インター線	
〔 削る 〕	
〔 削る 〕	
〔 削る 〕	
〔 削る 〕	
〔 削る 〕	
〔 削る 〕	
道道 岩見沢三笠線	
道道 宮の沢北１条線	
道道 前田新川線	
道道 美唄富良野線	
〔 削る 〕	
道道 樽前錦岡線	
〔 削る 〕	
道道 舞鶴追分線	
〔 削る 〕	
〔 削る 〕	
〔 削る 〕	
〔 削る 〕	
〔 削る 〕	
〔 削る 〕	
〔 削る 〕	
〔 削る 〕	
〔 削る 〕	
道道 早来千歳線	
道道 真駒内御料札幌線	
道道 丘珠空港線	
道道 下手稲札幌線	
道道 西野白石線	
道道 矢臼場札幌線	
道道 東三川由仁停車場線	
道道 占冠穂別線	
道道 中幌向栗沢線	
道道 苫小牧環状線	
〔 削る 〕	
〔 削る 〕	
〔 削る 〕	
〔 削る 〕	
〔 削る 〕	
〔 削る 〕	
道道 小樽環状線	
道道 静内停車場線	
道道 野幌総合運動公園線	

路線名	区域
道道 千歳インター線	札幌方面に所在する警察署が管轄する地域
道道 支笏湖線	
道道 岩見沢石狩線	
〔 新設 〕	
道道 白老大滝線	
道道 豊浦京極線	
〔 新設 〕	
道道 室蘭環状線	
道道 江別インター線	
道道 静内中札内線	
道道 札幌当別線	
道道 赤平奈井江線	
道道 芦別砂川線	
道道 恵庭岳公園線	
道道 札幌北広島環状線	
〔 新設 〕	
〔 新設 〕	
〔 新設 〕	
道道 美唄富良野線	
道道 江別奈井江線	
道道 樽前錦岡線	
道道 芦別赤平線	
道道 舞鶴追分線	
道道 赤平滝川線	
道道 栗沢南幌線	
道道 月形峰延線	
道道 豊浦洞爺湖線	
道道 滝下由仁停車場線	
道道 島松千歳線	
道道 東雁来江別線	
道道 美唄達布岩見沢線	
道道 室蘭港線	
〔 新設 〕	
〔 新設 〕	
〔 新設 〕	
〔 新設 〕	
〔 新設 〕	
〔 新設 〕	
〔 新設 〕	
〔 新設 〕	
〔 新設 〕	
道道 苫小牧環状線	
道道 上登別室蘭線	
道道 小樽港稲穂線	
道道 大麻東雁来線	
道道 尊川篠路線	
道道 静内浦河線	
道道 栗山北広島線	
〔 新設 〕	
〔 新設 〕	
〔 新設 〕	

北海道旭川方面公安委員会告示第51号

平成 18 年北海道旭川方面公安委員会告示第 46 号（警備員等の検定等に関する規則の規定による北海道旭川方面公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務）の一部を次のように改正し、令和３年４月１日から施行する。

表を次のように改める。

路線名	区域
一般国道12号	旭川方面に所在する警察署が管轄する地域
一般国道38号	
一般国道39号	
一般国道40号	
一般国道231号	
一般国道232号	
一般国道233号	
一般国道237号	
一般国道238号	
一般国道239号	
一般国道273号	
一般国道274号	
一般国道275号	
一般国道333号	
一般国道451号	
一般国道452号	
道道　旭川芦別線	
道道　枝幸音威子府線	
道道　鷹栖東神楽線	
〔　削る　〕	
道道　深川雨竜線	
道道　和寒幌加内線	
道道　旭川深川線	
道道　士別滝の上線	
〔　削る　〕	
〔　削る　〕	
〔　削る　〕	
道道　旭川空港線	
道道　旭川幌加内線	
道道　旭川環状線	
道道　和寒鷹栖線	
道道　下川愛別線	
道道　香形仙法志鷲泊線	
道道　小平幌加内線	
道道　美唄富良野線	
〔　削る　〕	
〔　削る　〕	
〔　削る　〕	
〔　削る　〕	
〔　削る　〕	
〔　削る　〕	
〔　削る　〕	
道道　深川多度志線	
道道　金山幾寅停車場線	
道道　旭士別線	
道道　占冠穂別線	
道道　忠別清水線	
道道　落合停車場線	

北海道旭川方面公安委員会告示第46号

平成 18 年北海道旭川方面公安委員会告示第 46 号（警備員等の検定等に関する規則の規定による北海道旭川方面公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務）の一部を次のように改正し、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

表を次のように改める。

路線名	区域
一般国道12号	旭川方面に所在する警察署が管轄する地域
一般国道38号	
一般国道39号	
一般国道40号	
一般国道231号	
一般国道232号	
一般国道233号	
一般国道237号	
一般国道238号	
一般国道239号	
一般国道273号	
一般国道274号	
一般国道275号	
一般国道333号	
〔　新設　〕	
一般国道452号	
〔　新設　〕	
道道　枝幸音威子府線	
道道　鷹栖東神楽線	
道道　礼文島線	
道道　深川雨竜線	
〔　新設　〕	
道道　旭川深川線	
道道　士別滝の上線	
道道　増毛稲田線	
道道　旭川多度志線	
道道　稚内天塩線	
〔　新設　〕	
〔　新設　〕	
〔　新設　〕	
〔　新設　〕	
〔　新設　〕	
道道　香形仙法志鷲泊線	
〔　新設　〕	
道道　美唄富良野線	
道道　愛別当麻旭川線	
道道　温根別剣淵停車場線	
道道　三和剣淵線	
道道　幌糠小平停車場線	
道道　霧立小平線	
道道　達布石狩沼田線	
道道　日進名寄線	
〔　新設　〕	
〔　新設　〕	
〔　新設　〕	
〔　新設　〕	
〔　新設　〕	
〔　新設　〕	

北海道北見方面公安委員会告示第31号

平成 18 年北海道北見方面公安委員会告示第 31 号（警備員等の検定等に関する規則の規定による北海道北見方面公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務）の一部を次のように改正し、令和３年４月１日から施行する。

表を次のように改める。

路線名	区域
一般国道39号	
一般国道238号	
一般国道239号	
一般国道240号	
一般国道242号	
一般国道243号	
一般国道244号	
一般国道273号	
一般国道333号	
一般国道334号	
一般国道391号	
〔 削る 〕	
〔 削る 〕	北見方面に所在する警察署が管轄する地域
〔 削る 〕	
〔 削る 〕	
道道　士別滝の上線	
道道　本別留辺蘂線	
道道　網走川湯線	
道道　留辺蘂浜佐呂間線	
〔 削る 〕	
〔 削る 〕	
〔 削る 〕	
〔 削る 〕	
道道　網走端野線	
道道　紋別丸瀬布線	
道道　摩周湖斜里線	
〔 削る 〕	

北海道北見方面公安委員会告示第31号

平成 18 年北海道北見方面公安委員会告示第 31 号（警備員等の検定等に関する規則の規定による北海道北見方面公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務）の一部を次のように改正し、平成 27 年６月１日から施行する。

表を次のように改める。

路線名	区域
一般国道39号	
一般国道238号	
一般国道239号	
一般国道240号	
一般国道242号	
一般国道243号	
一般国道244号	
一般国道273号	
一般国道333号	
一般国道334号	
一般国道391号	
道道　北見常呂線	
道道　北見津別線	
道道　北見置戸線	
道道　津別陸別線	
道道　士別滝の上線	
〔 新設 〕	
道道　網走川湯線	
道道　留辺蘂浜佐呂間線	
道道　北見端野美幌線	
道道　遠軽雄武線	
道道　北見白滝線	
道道　遠軽芭露線	
〔 新設 〕	
道道　紋別丸瀬布線	
道道　摩周湖斜里線	
道道　北見環状線	

北海道釧路方面公安委員会告示第75号

平成 18 年北海道釧路方面公安委員会告示第 35 号（警備員等の検定等に関する規則の規定による北海道釧路方面公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務）の一部を次のように改正し、令和３年４月１日から施行する。

表を次のように改める。

路線名	区域
一般国道38号 一般国道44号 一般国道236号 一般国道240号 ［　削る　］ 一般国道242号 一般国道243号 一般国道244号 一般国道272号 一般国道273号 一般国道274号 一般国道334号 一般国道335号 一般国道336号 一般国道391号 ［　削る　］ ［　削る　］ ［　削る　］ ［　削る　］ 道道　中標津標茶線 道道　厚岸標茶線 道道　釧路鶴居弟子屈線 道道　清水大樹線 道道　本別浦幌線 道道　豊頃糠内芽室線 道道　帯広新得線 道道　釧路空港線 道道　鹿追糠平線 道道　本別留辺蘂線 道道　網走川湯線 ［　削る　］ ［　削る　］ ［　削る　］ ［　削る　］ 道道　別海厚岸線 道道　根室浜中釧路線 道道　八千代帯広線 ［　削る　］ 道道　花咲港線 道道　旅来豊頃停車場線 道道　上士幌士幌音更線	釧路方面に所在する警察署が管轄する地域

北海道釧路方面公安委員会告示第35号

平成 18 年北海道釧路方面公安委員会告示第 35 号（警備員等の検定等に関する規則の規定による北海道釧路方面公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務）の一部を次のように改正し、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

表を次のように改める。

路線名	区域
一般国道38号 一般国道44号 一般国道236号 一般国道240号 一般国道241号 一般国道242号 一般国道243号 一般国道244号 一般国道272号 一般国道273号 一般国道274号 一般国道334号 一般国道335号 一般国道336号 一般国道391号 一般国道392号 道道　根室中標津線 道道　根室半島線 道道　津別陸別線 ［　新設　］ ［　新設　］ 道道　釧路鶴居弟子屈線 道道　清水大樹線 ［　新設　］ 道道　豊頃糠内芽室線 道道　帯広新得線 ［　新設　］ ［　新設　］ ［　新設　］ 道道　網走川湯線 道道　静内中札内線 道道　音更新得線 道道　北見白糠線 道道　幕別帯広芽室線 ［　新設　］ ［　新設　］ 道道　八千代帯広線 道道　更別幕別線 ［　新設　］ ［　新設　］ 道道　上士幌士幌音更線	釧路方面に所在する警察署が管轄する地域

路　　線　　名	区　　域
道道　勇足本別停車場線 ［　削る　］ 道道　芽室東４条帯広線 道道　忠別清水線 道道　川北中標津線 ［　削る　］	釧路方面に所在する警察署が管轄する地域

北海道函館方面公安委員会告示第36号

平成 18 年北海道函館方面公安委員会告示第 35 号（警備員等の検定等に関する規則の規定による北海道函館方面公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務）の一部を次のように改正し、令和３年４月１日から施行する。

表を次のように改める。

路　　線　　名	区　　域
一般国道５号 ［　削る　］ ［　削る　］ 一般国道228号 一般国道229号 一般国道230号 一般国道276号 一般国道278号 一般国道279号 ［　削る　］ ［　削る　］ 道道　函館恵山線 道道　大沼公園鹿部線 道道　上磯峠下線 道道　函館上磯線	函館方面に所在する警察署が管轄する地域

路　　線　　名	区　　域
道道　勇足本別停車場線 道道　養老牛計根別停車場線 道道　芽室東４条帯広線 ［　新設　］ 道道　川北中標津線 道道　静内浦河線	釧路方面に所在する警察署が管轄する地域

北海道函館方面公安委員会告示第35号

平成 18 年北海道函館方面公安委員会告示第 35 号（警備員等の検定等に関する規則の規定による北海道函館方面公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務）の一部を次のように改正し、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

表を次のように改める。

路　　線　　名	区　　域
一般国道５号 一般国道37号 一般国道227号 一般国道228号 一般国道229号 一般国道230号 一般国道276号 一般国道278号 ［　新設　］ 道道　江差木古内線 道道　八雲厚沢部線 ［　新設　］ ［　新設　］ ［　新設　］ ［　新設　］	函館方面に所在する警察署が管轄する地域

２　土　　工

森林整備保全事業標準歩掛の制定について

平成11年４月１日付け11林野計第133号
林野庁長官より森林管理局(分局)長及び知事あて
〔最終改正〕令和２年４月２日元林整計第883号

このことについて、森林整備保全事業（治山関係事業及び林道関係事業をいう。）の標準歩掛及びその留意事項を別紙のとおり定めたので、平成11年４月１日以降の発注に係る設計積算の参考とされたい。

なお、「治山事業設計標準歩掛について」（昭和59年３月15日付け59林野治第 527号林野庁長官通達）「民有林林道事業設計書作成要領について」（昭和43年５月20日付け43林野道第 149号林野庁長官通達）は廃止する。

別紙

森林整備保全事業標準歩掛の留意事項

１～８　［　略　］

押土作業等の適用土質、損料補正について　［　略　］

１～８　［　略　］

９　側溝歩掛

（１）人力歩掛
ア．土石類は次による。
［　略　］

（10m当たり）

名称	単位	砂・砂質土・粘性土・礫質土・岩塊・玉石	軟岩（Ⅰ）A
人力掘削（床掘）	m3	1.80	1.50
人力による切土法面整形	m2	4.24	3.61

２　土　　工

森林整備保全事業標準歩掛の制定について

平成11年４月１日付け11林野計第133号
林野庁長官より森林管理局(分局)長及び知事あて
〔最終改正〕令和２年４月２日元林整計第883号

このことについて、森林整備保全事業（治山関係事業及び林道関係事業をいう。）の標準歩掛及びその留意事項を別紙のとおり定めたので、平成11年４月１日以降の発注に係る設計積算の参考とされたい。

なお、「治山事業設計標準歩掛について」（昭和59年３月15日付け59林野治第 527号林野庁長官通達）「民有林林道事業設計書作成要領について」（昭和43年５月20日付け43林野道第 149号林野庁長官通達）は廃止する。

別紙

森林整備保全事業標準歩掛の留意事項

１～８　［　略　］

押土作業等の適用土質、損料補正について　［　略　］

１～８　［　略　］

９　側溝歩掛

（１）人力歩掛
ア．土石類は次による。
［　略　］

（10m当たり）

名称	単位	砂・砂質土・粘性土・礫質土・岩塊・玉石	軟岩（Ⅰ）A
人力掘削（床掘）	m3	1.80	1.50
人力による切土法面整形	m2	4.24	0.36

イ．機械（バックホウ）掘削は次による。
［ 略 ］

10～17 ［ 略 ］

18 路盤工

（1）～（4） ［ 略 ］

［ 削る ］

19～20 ［ 略 ］

3～5 ［ 略 ］

6 土留工・擁壁工等

1～10 ［ 略 ］

11 かご工

（1）～（9） ［ 略 ］

(10) 月型かご工歩掛

表［ 略 ］

イ．機械（バックホウ）掘削は次による。
［ 略 ］

10～17 ［ 略 ］

18 路盤工

（1）～（4） ［ 略 ］

（参考）路床排水工
路床排水工は次の歩掛による。

（100m当たり）

名称	規格	単位	数量
世話役		人	0.2
普通作業員		〃	0.5
網状排水管φ50mm		m	101.0

19～20 ［ 略 ］

3～5 ［ 略 ］

6 土留工・擁壁工等

1～10 ［ 略 ］

11 かご工

（1）～（9） ［ 略 ］

(10) 月型かご工歩掛

表［ 略 ］

備考１　［　略　］ ２　詰石の採取手間、20ｍを超える距離の運搬費、かご代、詰石代、吸出防止材代、床堀は別途計上する。 ３～４　［　略　］	備考１　［　略　］ ２　詰石の採取手間、20ｍを超える距離の運搬費、かご代、［　新設　］床堀は別途計上する。 ３～４　［　略　］
（11）二重月型かご工歩掛	（11）二重月型かご工歩掛
表［　略　］	表［　略　］
備考１　［　略　］ ２　詰石の採取手間、20ｍを超える距離の運搬費、かご代、詰石代、吸出防止材代、床堀は別途計上する。 ３～４　［　略　］	備考１　［　略　］ ２　詰石の採取手間、20ｍを超える距離の運搬費、かご代、［　新設　］床堀は別途計上する。 ３～４　［　略　］
（12）～（15）［　略　］	（12）～（15）［　略　］
12　［　略　］	12　［　略　］
7～9　［　略　］	7～9　［　略　］
10　仮設工・共通仮設費・その他	10　仮設工・共通仮設費［　新設　］
仮設工 １～７　［　略　］	仮設工 １～７　［　略　］
共通仮設費 １　［　略　］	共通仮設費 １　［　略　］
２　準備費 ［　略　］	２　準備費 ［　略　］
［　削る　］	（１）伐倒処理費 １）伐倒処理の考え方 林道工事における支障木の取扱いについては、「林道工事支障木の取扱いについて」（平成17年1月14日付け16北森二第78号）により実施しているところであるが、現地の実情からやむを得ず売払不能の立木を請負工事に含めて処理する場合は次により取扱うこととする。 伐倒処理は立木が工事に支障のないよう、伐開界の外側まで取片付けをする作業で特別な箇所への集積は行わないこととし、この作業仕組は次の方法によることとする。 作業仕組　立木伐倒（チェンソーによる立木の伐木及び枝払いを行う作業） ↓

木　　寄（トラクタによる立木の取片付けを行う作業）

（注）　(ｱ) 上記の作業仕組は、全幹で伐倒し木寄する作業であり、玉切りを行う作業は見込まない。
従って、立木の伐倒費及び枝払費を積算する。
ただし、立木径級 32cm下の立木枝条については、トラクタによる木寄作業はほとんど支障がないと判断されるので、この級の枝払費は見込まないこととする。

(ｲ) トラクタによる木寄作業方法は（５）の図解による。
この作業方法による一定箇所の木寄せ範囲は、ウインチ巻込み容量からみて、16㎜ワイヤーで50ｍの長さに限定されるので、伐開幅を考慮して、30ｍ～40ｍ先の範囲となる。

２）工事費の積算
伐倒費は原則必携 第１編共通工 第1土工 1-2-3(参考歩掛)伐倒処理を適用することとし、これにより難い場合は次のとおりとする。
(ｱ) 伐倒処理費
必要な伐倒費、枝払費、木寄費を間接工事費の共通仮設費（準備費）として共通仮設費率対象外に積み上げ計上する。
(ｲ) 立木径級区別（32cm下、34cm上）素材量の計算
収穫調査復命書により求めることとする。
(ｳ) 伐倒費の積算
伐倒費の積算は、立木価格評定要領中伐木造材手の賃金及び伐木造材標準功程表の全幹伐倒標準作業功程を採用することとする。
功程は、採用因子として資材廻り（立木材積÷立木本数）及びha当たり資材材積（立木材積÷収　　穫調査面積）を算出し、全幹伐倒標準作業功程表から該当する功程を抽出し、単位当たり（m3）の経費とする。
ただし、この功程は伐倒及び枝払いの功程であることから、立木径級34cm上に適用し、立木径級32cm下については、34cm上のm3当たり単価の42.5%を採用単価とする。

（注）　全幹伐倒の功程は、伐倒は42.5%、枝払い57.5%とし、全幹伐倒単価に42.5%を乗じて算出された単価を採用することとする。
(ｴ) 枝払費の積算
枝払費の積算は、全幹伐倒単価に57.5%を乗じて算出された単価を採用することとする。
(ｵ) 木寄費の積算
木寄費の積算は、立木価格評定要領中、集材機械標準功程表（軽架線）の、 平均集材距離100ｍまでの功程を採用することとする。

(ｶ) 未調査の場合の処理

工事の請負予定価格の積算時に支障木の実査が出来ない場合は暫定的に次により計上できることとする。

① 立木材積は、森林調査簿のha当たり資材量とし、面積は伐開面積を使用する。
立木材積＝（ha当たり資材量）×（伐開面積）

② 出材積算出の平均利用率は64%とする。
出材積＝（立木材積）×0.64

③ 径級の区分は34cm上50%とし、32cm下50%とする。
34cm上＝（出材積）×0.50
32cm下＝（出材積）×0.50

④ 資材廻りの標準を0.25m3/本とする

⑤ 実行の結果が積算で計上した数量、因子と異なった場合は設計変更により清算するものとする。

3）木寄費の補正

伐倒された立木は、地形の傾斜度合によって伐開界外に自然落下する立木があると予想されるので伐開区域内の傾斜度が40°以上ある箇所は木寄費から控除することとする。

木寄費＝伐倒数量×木寄功程による単価×処理率
処理率＝傾斜度40°未満の延長÷工事延長（少数第3位四捨五入2位止）

傾斜度40°未満の延長は、収穫調査の際に調査するか、又は林道工事設計積算に使用する横断斜度算出基礎書の横断斜度別延長によることとする。

4）伐倒処理功程

(7) 全幹伐倒歩掛　（m3／1日当たり）

樹種	資材廻り / ha材積	0.2 m3迄	0.4 〃	0.6 〃	0.8 〃	1.0 〃	1.2 〃	1.4 〃	1.6 〃	1.8 〃	2.0 〃	2.2 〃	2.4 〃	2.6 〃	2.8 〃	2.8 m3超
N	10 m3迄	5.3	8.1	10.4	12.3	14.1	15.7	17.3	18.7	20.1	21.4	22.7	23.9	25.1	26.2	27.4
	20 〃	5.4	8.3	10.6	12.6	14.4	16.1	17.7	19.2	20.6	21.9	23.2	24.5	25.7	26.9	28.0
	30 〃	5.5	8.4	10.8	12.9	14.7	16.5	18.1	19.6	21.1	22.5	23.8	25.1	26.4	27.6	28.7
	40 〃	5.6	8.6	11.0	13.2	15.1	16.8	18.5	20.1	21.6	23.0	24.4	25.7	27.0	28.2	29.5
	50 〃	5.8	8.8	11.3	13.4	15.4	17.2	18.8	20.4	21.9	23.4	24.8	26.1	27.4	28.7	29.9
	100 〃	6.6	9.9	12.5	14.8	16.9	18.8	20.5	22.2	23.8	25.3	26.7	28.1	29.5	30.8	32.0
	150 〃	7.3	10.8	13.6	16.1	18.3	20.3	22.1	23.9	25.6	27.1	28.7	30.1	31.5	32.9	34.2
	200 〃	8.1	11.9	14.9	17.5	19.8	21.9	23.8	25.6	27.4	29.0	30.6	32.1	33.6	35.0	36.3
	250 〃	8.9	13.0	16.2	18.9	21.3	23.5	25.6	27.5	29.3	31.1	32.7	34.3	35.8	37.3	38.7
	250 m3超	9.8	14.1	17.5	20.4	23.0	25.3	27.5	29.5	31.4	33.2	34.9	36.6	38.2	39.7	41.2

L	10 m3迄	8.6	12.3	15.2	17.7	19.9	21.9	23.7	25.4	27.0	28.5	30.0	31.4	32.7	34.0	35.3
	20 〃	8.8	12.6	15.6	18.1	20.3	22.4	24.2	26.0	27.6	29.2	30.7	32.1	33.5	34.8	36.1
	30 〃	8.9	12.8	15.9	18.5	20.8	22.9	24.8	26.6	28.3	29.9	31.5	32.9	34.4	35.7	37.0
	40 〃	9.1	13.1	16.2	18.9	21.2	23.4	25.4	27.2	29.0	30.6	32.2	33.7	35.2	36.6	38.0
	50 〃	9.3	13.4	16.6	19.3	21.7	23.8	25.8	27.7	29.5	31.1	32.7	34.3	35.7	37.2	38.5
	100 〃	10.6	15.0	18.4	21.2	23.8	26.0	28.1	30.1	31.9	33.7	35.3	36.9	38.4	39.9	41.3
	150 〃	11.7	16.4	20.0	23.1	25.7	28.2	30.4	32.4	34.3	36.2	37.9	39.5	41.1	42.7	44.1
	200 〃	13.0	18.1	21.9	25.1	27.9	30.4	32.7	34.8	36.8	38.7	40.4	42.1	43.8	45.3	46.8
	250 〃	14.3	19.7	23.8	27.1	30.1	32.7	35.1	37.3	39.4	41.4	43.2	45.0	46.7	48.3	49.9
	250 m3超	15.7	21.5	25.8	29.3	32.4	35.2	37.7	40.0	42.2	44.3	46.2	48.0	49.8	51.5	53.1

備考 1　本歩掛は、立木価格評定要領による。
　　2　歩掛内容は、伐倒42.5%、枝払い57.5%であって径級34cm上に適用し、32cm下には伐倒のみを計上する。

(ｲ) 木寄（トラクタ）歩掛
6ｔ～11ｔ級　ＮＬ込み　　（m3／1日当たり）

資材置り / 平均集材距離	0.2 m3迄	0.4 〃	0.6 〃	0.8 〃	1.0 〃	1.2 〃	1.4 〃	1.6 〃	1.8 〃	2.0 〃	2.2 〃	2.4 〃	2.6 〃	2.8 〃	2.8 m3超
100m 迄	18.5	22.7	25.6	27.8	29.7	31.4	32.9	34.2	35.4	36.5	37.6	38.6	39.5	40.4	41.2

備考 1　本歩掛は、立木価格評定要領による。

(ｳ)　トラクター運転歩掛

（１日当たり）

名　　称	規　　格	単位	数　　量
機械運転手		人	1.0
荷掛荷卸手		〃	1.5
機械損料	クローラタイプ 6~11t級	日	1.0
燃料費	軽油	ﾘｯﾄﾙ	26.0
雑材料費		%	24.0

備考 1　本歩掛は、立木価格評定要領による。
　　2　雑材料費は、燃料費に雑材料費率を乗じた金額を上限として計上する。

５）機械による木寄作業方法の図解

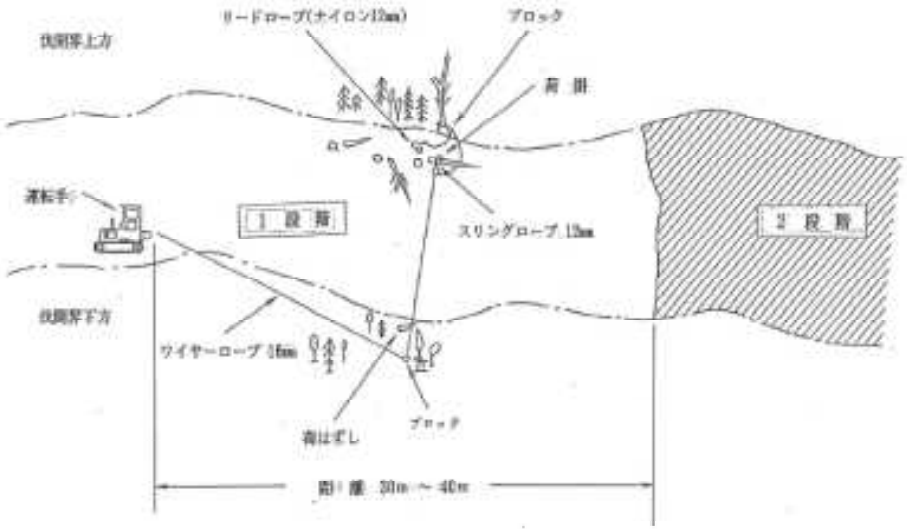

６）伐倒処理費の算出（参考）

ア 条件表

収穫調査面積（ha） ①		0.52
処理率	工事延長（m）	371.2
	斜度40度未満延長（m）	354.7
	処 理 率 ②	0.96

イ 立木材種別集計表

径 級 (cm)	本 数 (本) ③	立木材積 (m3) ④	資材廻り (m3/本) ④/③	ha当たり材積 (m3/ha) ④/①
34cm上（N）	14.0	5.11	0.36	9.8
34cm上（L）	16.0	8.93	0.55	17.1
32cm下（N）	668.0	74.36	0.11	143.0
32cm下（L）	0.0	0.00	0.00	0.0
計	698.0	88.40	0.12	—

ウ 伐倒費、枝払費

径 級 (cm)	全幹伐倒歩掛⑤ (m3/1日)	1日当たり単価(円) 伐木造材手間 ⑥/⑤=⑦	全幹伐倒費 (円/m3) ⑧	伐倒費(円/m3) ⑦×0.425= ⑧	枝払費(円/m3) ⑦×0.575= ⑨
34cm上（N）	8.1	16,400	2,025	861	1,164
34cm上（L）	15.6	16,400	1,051	447	604
32cm下（N）	7.3	16,400	2,247	955	—
32cm下（L）	0.0	16,400	0	0	—

エ 木寄費

トラクタ運転経費⑩ (円/日)	木寄損料 ⑪ (円/m3)	木寄歩掛 ⑫ (m3/1日)	木寄単価 (円/m3) (⑩+⑪×⑫)/⑫=⑬	木寄費 (円/m3) ⑬×②=⑭
67,128	75	18.5	3,704	3,556

備考：計上する工種は⑧・⑨・⑭で、各々の立木数量を乗じて求めること。
：伐木造材手単価については参考単価となっていることから、入札公告時における「公共工事設計労務単価」にて積算すること。

（1）除雪費

1）～2）　［　略　］

3）工事区域内除雪
ア．平面部の除雪　　森林土木R02

表［　略　］

備考1～3　［　略　］
4 除雪深が範囲を超えている場合は、補正係数（積雪深補正）をかけて積算する。
（例１参照）
5 上表の面積条件は、１回に行う除雪面積であり、同じ箇所を１日２回行う等により総除雪面積が適用範囲外となる場合でも、１回の除雪面積が上表以内であれば適用範囲内とする。
6 １回の対象面積が適用範囲を超えている場合はセット数（作業班数）を増やす。
（例２参照）

例１）［　略　］

例２）対象除雪深が40cm、施工面積6,000m2の場合
面積が適用範囲を超えているため２セットとする。
１セット目（0.13日×3（千m2））＋２セット目（0.13日×3（千m2））＝0.78日/6,000m2

※補正係数及び補正後の歩掛値（運転日数）は小数第２位までとし、小数第３位を四捨五入する。

イ．作工物周辺・法面部の除雪　　森林土木R02

（1,000m2当たり）

名　称	規　格	単位	除雪面積	数量
バックホウ運転	排出ガス対策型(第２次基準値) クローラ型 山積0.8m3(平積0.6m3)	h	500m2未満	5.1
			500m2以上1,000m2未満	3.6
			1,000m2以上4,000m2以下	2.2

備考1 除雪深が60cm以下の除雪に適用する。
2 上表は工事区域内除雪で雪が作業の支障となる場合のうち、作工物周辺・法面部除雪の場合のみ適用する。
3 除雪回数の積上については、必要回数を計上する。

（2）除雪費

1）～2）　［　略　］

3）工事区域内除雪
ア．平面部の除雪　　土木（H28.10）

表［　略　］

備考1～3　［　略　］
4 除雪深が範囲を超えている場合は、補正係数（積雪深補正）をかけて積算する。
（例１・例２参照）
［　新設　］

5 対象面積の適用範囲を超えている場合はセット数を増やす。

例１）［　略　］

［　新設　］

※補正係数及び補正後の歩掛値（運転日数）は小数第２位までとし、小数第３位を四捨五入する。

イ．作工物周辺・法面部の除雪　　森林土木H21

（1,000m2当たり）

名　称	規　格	単位	除雪面積	数量
バックホウ運転	排出ガス対策型(第２次基準値) クローラ型 山積0.8m3(平積0.6m3)	h	300m2未満	5.6
			300m2以上600m2未満	4.1
			600m2以上2,000m2以下	2.3

備考1 除雪深が45cm以下の除雪に適用する。
2 上表は工事区域内除雪で雪が作業の支障となる場合のうち、作工物周辺・法面部除雪の場合のみ適用する。
3 除雪回数の積上については、必要回数を計上する。

4 上表により難い場合は別途考慮する。
5 なお、機械除雪が困難な場合は人力除雪とする。
6 除雪深が範囲を超えている場合は、補正係数（積雪深補正）をかけて積算する。（例１参照）
7 上表の面積条件は、１回に行う除雪面積であり、同じ箇所を１日２回行う等により総除雪面積が適用範囲外となる場合でも、１回の除雪面積が上表以内であれば適用範囲内とする。
8 １回の対象面積が適用範囲を超えている場合はセット数（作業班数）を増やす。（例２参照）

例１）除雪面積が500m2未満、対象積雪深が80cmの場合の補正係数は、
80cm／60cm＝1.33・・・・補正係数
除雪面積500m2未満のバックホウ運転（5.1ｈ）に補正係数（1.33）を乗じ、（6.78ｈ）とする。

例２）対象除雪深が30cm、施工面積が5,000m2の場合
面積が適用範囲を超えているため２セットとする。
１セット目（2.2h×2.5（千m2））＋２セット目（2.2h×2.5（千m2））＝11.00h/5,000m2

※補正係数及び補正後の歩掛値（運転時間）は小数第２位までとし、小数第３位を四捨五入する。

4 上表により難い場合は別途考慮する。
［ 新設 ］
5 除雪深が範囲を超えている場合は、補正係数（積雪深補正）をかけて積算する。（例参照）
［ 新設 ］

6 対象面積の適用範囲を超えている場合はセット数を増やす。

例）除雪面積が300m2未満、対象積雪深が60cmの場合の補正係数は、
60cm／45cm＝1.33・・・・補正係数
除雪面積300m2未満のバックホウ運転（5.6ｈ）に補正係数（1.33）を乗じ、（7.5ｈ）とする。

［ 新設 ］

［ 新設 ］

4）運搬路除雪　　森林土木R02（１km当たり）

名称	規格	単位	施工延長	除雪深 10cm以上 30cm以下	除雪深 31cm以上 60cm以下
ホイールローダ運転	排出ｶﾞｽ対策型(第2次基準値) 山積1.3～1.4m3(バケット)	日	2km未満	0.73	1.04
			2km以上6km以下	0.20	0.26

4）運搬路除雪　　土木H29（１km当たり）

名称	規格	単位	施工延長	除雪深 10cm以上 30cm以下	除雪深 31cm以上 60cm以下
ホイールローダ運転	排出ｶﾞｽ対策型(第2次基準値) 山積1.3～1.4m3(バケット)	日	2km以下	0.73	1.04
			2km超え6km以下	0.20	0.26

備考1 工事用道路の除雪に適用し、現場の作業場等の除雪には適用しない。
2 除雪回数の積上げについては、必要回数を計上する。
3 除雪深が範囲を超えている場合は、補正係数（積雪深補正）をかけて積算する。（例１・２参照）
4 上表の延長条件は、１回に行う除雪延長であり、同じ箇所を１日２回行う等により総除雪延長が適用範囲外となる場合でも、１回の除雪延長が上表以内であれば適用範囲内とする。
5 １回の対象延長が適用範囲を超えている場合はセット数（作業班数）を増やす。（例３参照）

例１）対象除雪深が70cmの場合（施工延長が２km未満）

備考1 工事用道路の除雪に適用し、現場の作業場等の除雪には適用しない。
2 除雪回数の積上げについては、必要回数を計上する。
3 除雪深が範囲を超えている場合は、補正係数（積雪深補正）をかけて積算する。（例参照）
［ 新設 ］

4 対象延長の適用範囲が超えている場合はセット数を増やす。

例１）対象除雪深が70cmの場合（施工延長が２km以下）

10～30cmと31～60cmとの歩掛から、30cm積雪深が増える毎にホイールローダの作業は0.31日増となっている。
{1.04日＋0.31日×(70－60)÷30} ÷1.04日＝1.10……補正係数

10cm～30cm以下	31cm～60cm以下	差
0.73	1.04	0.31

31cm以上60cm以下の歩掛(1.04日)に補正係数(1.10)を乗じ、(1.14日/km)とする。

例２）対象除雪深が５cmの場合（施工延長が２km未満）
５cm×0.73日÷10cm＝0.37日/km

［　削る　］

例３）対象除雪深が30cm、施工延長7kmの場合
［　削る　］

延長が適用範囲を超えているため２セットとする。
１セット目（0.20日×3.5km）＋２セット目（0.20日×3.5km）＝1.4日/7km

10～30cmと31～60cmとの歩掛から、30cm積雪深が増える毎にホイールローダの作業は0.31日増となっている。
{1.04日＋0.31日×(70－60)÷30} ÷1.04日＝1.10……補正係数

10cm～30cm以下	31cm～60cm以下	差
0.73	1.04	0.31

31cm以上60cm以下の歩掛(1.04日)に補正係数(1.10)を乗じ、(1.14日)とする。

例２）対象除雪深が５cmの場合（施工延長が２km以下）
５cm×0.73日÷10cm＝0.37日

※補正係数及び補正後の歩掛値（運転日数）は小数第２位までとし、小数第３位を四捨五入する。

例３）対象除雪深が70cmで１路線の施工合計延長が10kmの場合
①セット数
施工延長が10kmでは、対象延長の適用範囲を超えているのでセット数を増やす。
10kmの場合は、
例えば１セット目「２km＋４km」、２セット目「２km＋２km」の２セットと考える。
②歩掛補正
次に以下のように歩掛を補正する。
10～30cmと31～60cmとの歩掛から、30cm積雪深が増えるごとにホイールローダの作業は0.06日増となっている。
{0.26日＋0.06日×(70－60)÷30}÷0.26日＝1.08・・・補正係数

10cm～30cm以下	31cm～60cm以下	差
0.20	0.26	0.06

31cm以上60cm以下の歩掛(0.26日)に補正係数(1.08)を乗じ、(0.28日)とする。

対象除雪深が60cmを超えて施工延長が2km以下の場合の歩掛補正は、例１）のとおり
31cm以上60cm以下の歩掛(1.04日)に補正係数(1.10)を乗じ、(1.14日)とする。

①、②より
1セット目（1.14日×2km＋0.28日×4km）
＋2セット目（1.14日×2km＋0.28日×2km）＝6.24日となる。

［　新設　］
［　新設　］

※補正係数及び補正後の歩掛値（運転日数）は小数第２位までとし、小数第３位を四捨五入する。

［　削る　］

［　新設　］

（３）建設副産物処理費

１）建設副産物の処理について

建設副産物の処理については、「北海道森林管理局森林整備保全事業設計要領（林道事業）第10章仮設工－Ⅲ共通仮設工－３建設副産物の処理について」を参照のこと。

２）建設副産物処理費の積算

ア　重量の算出

コンクリート殻・金属くず（コルゲート管など）等の重量については、体積や延長等を調査し算出すること。なお、処分場へ搬入した場合は、マニフェスト記載の重量へ変更すること。

イ　運搬費

運搬費については、以下のとおり廃棄物の種類に応じた運搬手段により積算し、運搬距離は処分場までの距離とする。

①鉄くず、木材等

トラックにより運搬するものとし、一般貨物運送事業の貸切運賃を用いる。

ただし、根株など土の付着したものについては、ダンプトラックにより運搬するものとする。

②コンクリート殻、アスファルト殻等

ダンプトラックにより運搬するものとし、積算は、「３運搬工１－(3)ダンプトラック運搬」による。

ウ　処理費

ア）処理費の算出

工事箇所近隣に複数処分場がある場合は、３箇所程度選び各処分場の処理費とそこまでの運搬費を合計し、その額が最安となるものを処理費とする。各処分場の処理費については、建設資材等地方単価に掲載されている場合はその単価を用いることとする。

イ）循環税相当額の算出

産業廃棄物を最終処分場へ搬入する場合に課税される循環税については、「１基本－６北海道循環資源利用促進税条例の取扱いについて」によることとし、建設資材等地方単価に掲載されている場合は、その額に数量（トン単価）をかけて算出する。

ウ）具体例

次ページ「参考例」の場合の各単価は以下のようになる。

	処理区分	処理料金	循環税相当額
コンクリート塊（無筋）	中間処理	800円/ｔ	0円/ｔ
コンクリート塊（有筋）	中間処理	1,000円/ｔ	0円/ｔ
金　属　く　ず	最終処理	1,000円/ｔ	1,000円/ｔ

エ）積算の取扱い

① 必携 森林整備保全事業設計積算要領 第6請負工事費の積算基準 1請負工事費の積算 (2)間接工事費 処分費等の取扱いに基づき積算すること。

② 産業廃棄物処理費（差額分）及び循環税相当額は、共通仮設費の準備費（定率仮設費対象外積上分）へ計上する。

③ 中間処理の場合は、産業廃棄物処理費と循環税相当額を合計したものを処理費として一括計上し、消費税等相当額の対象とする。

④ 最終処分の場合は、産業廃棄物処理費と循環税相当額は別々に計上し、産業廃棄物処理費は消費税等相当額の対象とするが、循環税相当額は消費税等相当額の対象としない。

⑤ 産業廃棄物処理費（差額分）及び循環税相当額は、共通仮設費・現場管理費・一般管理費の対象としないので、注意して積算すること。

参考例

産業廃棄物処理料金

番　　号		許可番号	第　　号
会　社　名			
事務所所在地			TEL.
中間処理場所在地			TEL.
最終処分場所在地			TEL.
最終処分場の区分	①.安定型	2.管理型	3.遮断型
トラックスケール	①有	2無	

3～7　［ 略 ］

産業廃棄物処理料金　　単位：円／t（消費税および消費税抜き）

区分		品目・規格	適用日 更新日	中間処理料金 （運搬費除く）	中間処理に伴う 積替保管料金	最終処理料金 （運搬費除く）	諸経費	摘要
がれき類	アスファルト殻	600㎜×600㎜以下	4/5	800	0			
			4/5			1,000	1,600	
	コンクリート殻	無筋	4/5	800	0			
		有筋	4/5	1,600	0			
			4/5			1,000	1,600	
廃プラスチック類			4/5			10,000	1,600	
ゴムくず								
金属くず			4/5			1,000	1,600	
ガラス・陶磁くず			4/5			1,000	1,600	
紙くず								
がれき	躯体材							
	波板物							
繊維くず								
動植性残さ								
家畜ふん尿								
動物のしがら								
汚泥								
鉱さい								
ばいじん								
受け入れ条件								

3～7　［ 略 ］

その他

［　新設　］

1　伐倒処理費

［　新設　］

1）伐倒処理の考え方

森林整備保全事業における工事の実施に伴って生じる支障木については、原則として事前に立木販売による処分を検討することとするが、現地の実情からやむを得ず売払不能となり、伐倒処理費を請負工事に含めて処理する場合は次により取扱うこととする。

伐倒処理は立木が工事に支障のないよう、伐開界の外側まで取片付けをする作業で特別な箇所への集積は行わないこととし、この作業仕組は次の方法によることとする。

作業仕組　立木伐倒（チェンソーによる立木の伐木及び枝払いを行う作業）
↓
木　　寄（トラクタによる立木の取片付けを行う作業）

（注）(ｱ) 上記の作業仕組は、全幹で伐倒し木寄する作業であり、玉切りを行う作業は見込まない。
従って、立木の伐倒費及び枝払費を積算する。
ただし、立木径級 32cm下の立木枝条については、トラクタによる木寄作業はほとんど支障がないと判断されるので、この級の枝払費は見込まないこととする。

(ｲ) トラクタによる木寄作業方法は（５）の図解による。
この作業方法による一定箇所の木寄せ範囲は、ウインチ巻込み容量からみて、16㎜ワイヤーで50ｍの長さに限定されるので、伐開幅を考慮して、30ｍ～40ｍ先の範囲となる。

2）工事費の積算

伐倒費は原則必携 第１編共通工 第1土工 1-2-3(参考歩掛)伐倒処理を適用することとし、これにより難い場合は次のとおりとする。

(ｱ) 伐倒処理費

必要な伐倒費、枝払費、木寄費を直接工事費に計上する。

(ｲ) 立木径級区別（32cm下、34cm上）素材量の計算

収穫調査復命書により求めることとする。

(ｳ) 伐倒費の積算

伐倒費の積算は、立木価格評定要領中伐木造材手の賃金及び伐木造材標準功程表の全幹伐倒標準作業功程を採用することとする。

功程は、採用因子として資材廻り（立木材積÷立木本数）及びha当たり資材材積（立木材積÷収穫調査面積）を算出し、全幹伐倒標準作業功程表から該当する功程を抽出し、単位当たり（m3）の経費とする。

ただし、この功程は伐倒及び枝払いの功程であることから、立木径級34cm上に適用し、立木径級32cm下については、34cm上のm3当たり単価の42.5%を採用単価とする。

（注）　全幹伐倒の功程は、伐倒は42.5%、枝払い57.5%とし、全幹伐倒単価に42.5%を乗じて算出された単価を採用することとする。

(ｴ)　枝払費の積算

　　枝払費の積算は、全幹伐倒単価に57.5%を乗じて算出された単価を採用することとする。

(ｵ)　木寄費の積算

　　木寄費の積算は、立木価格評定要領において、トラクタ集材作業の標準作業功程表の、平均集材距離100ｍまでの功程を採用することとする。

(ｶ)　未調査の場合の処理

　　工事の請負予定価格の積算時に支障木の実査が出来ない場合は暫定的に次により計上できることととする。

①　立木材積は、森林調査簿のha当たり資材量とし、面積は伐開面積を使用する。

　　立木材積＝（ha当たり資材量）×（伐開面積）

②　出材積算出の平均利用率は64%とする。

　　出材積＝（立木材積）×0.64

③　径級の区分は34cm上50%とし、32cm下50%とする。

　　34cm上＝（出材積）×0.50

　　32cm下＝（出材積）×0.50

④　資材廻りの標準を0.25m3/本とする

⑤　実行の結果が積算で計上した数量、因子と異なった場合は設計変更により清算するものとする。

3）木寄費の補正

　伐倒された立木は、地形の傾斜度合によって伐開界外に自然落下する立木があると予想されるので伐開区域内の傾斜度が40°以上ある箇所は木寄費から控除することとする。

　木寄費＝伐倒数量×木寄功程による単価×処理率

　処理率＝傾斜度40°未満の延長÷工事延長（少数第3位四捨五入2位止）

　傾斜度40°未満の延長は、収穫調査の際に調査するか、又は林道工事設計積算に使用する横断斜度算出基礎書の横断斜度別延長によることとする。

4）伐倒処理功程

(ｱ)　全幹伐倒歩掛　　（m3／1日当たり）

樹種	資材廻り / ha材積	0.2 m3迄	0.4 〃	0.6 〃	0.8 〃	1.0 〃	1.2 〃	1.4 〃	1.6 〃	1.8 〃	2.0 〃	2.2 〃	2.4 〃	2.6 〃	2.8 〃	2.8 m3超
N	10 m3迄	5.3	8.1	10.4	12.3	14.1	15.7	17.3	18.7	20.1	21.4	22.7	23.9	25.1	26.2	27.4
	20 〃	5.4	8.3	10.6	12.6	14.4	16.1	17.7	19.2	20.6	21.9	23.2	24.5	25.7	26.9	28.0
	30 〃	5.5	8.4	10.8	12.9	14.7	16.5	18.1	19.6	21.1	22.5	23.8	25.1	26.4	27.6	28.7
	40 〃	5.6	8.6	11.0	13.2	15.1	16.8	18.5	20.1	21.6	23.0	24.4	25.7	27.0	28.2	29.5
	50 〃	5.8	8.8	11.3	13.4	15.4	17.2	18.8	20.4	21.9	23.4	24.8	26.1	27.4	28.7	29.9
	100 〃	6.6	9.9	12.5	14.8	16.9	18.8	20.5	22.2	23.8	25.3	26.7	28.1	29.5	30.8	32.0
	150 〃	7.3	10.8	13.6	16.1	18.3	20.3	22.1	23.9	25.6	27.1	28.7	30.1	31.5	32.9	34.2
	200 〃	8.1	11.9	14.9	17.5	19.8	21.9	23.8	25.6	27.4	29.0	30.6	32.1	33.6	35.0	36.3
	250 〃	8.9	13.0	16.2	18.9	21.3	23.5	25.6	27.5	29.3	31.1	32.7	34.3	35.8	37.3	38.7
	250 m3超	9.8	14.1	17.5	20.4	23.0	25.3	27.5	29.5	31.4	33.2	34.9	36.6	38.2	39.7	41.2

L	10 m3迄	8.6	12.3	15.2	17.7	19.9	21.9	23.7	25.4	27.0	28.5	30.0	31.4	32.7	34.0	35.3
	20 〃	8.8	12.6	15.6	18.1	20.3	22.4	24.2	26.0	27.6	29.2	30.7	32.1	33.5	34.8	36.1
	30 〃	8.9	12.8	15.9	18.5	20.8	22.9	24.8	26.6	28.3	29.9	31.5	32.9	34.4	35.7	37.0
	40 〃	9.1	13.1	16.2	18.9	21.2	23.4	25.4	27.2	29.0	30.6	32.2	33.7	35.2	36.6	38.0
	50 〃	9.3	13.4	16.6	19.3	21.7	23.8	25.8	27.7	29.5	31.1	32.7	34.3	35.7	37.2	38.5
	100 〃	10.5	15.0	18.4	21.2	23.8	26.0	28.1	30.1	31.9	33.7	35.3	36.9	38.4	39.9	41.3
	150 〃	11.7	16.4	20.0	23.1	25.7	28.2	30.4	32.4	34.3	36.2	37.9	39.5	41.1	42.7	44.1
	200 〃	13.0	18.1	21.9	25.1	27.9	30.4	32.7	34.8	36.8	38.7	40.4	42.1	43.8	45.3	46.8
	250 〃	14.3	19.7	23.8	27.1	30.1	32.7	35.1	37.3	39.4	41.4	43.2	45.0	46.7	48.3	49.9
	250 m3超	15.7	21.5	25.8	29.3	32.4	35.2	37.7	40.0	42.2	44.3	46.2	48.0	49.8	51.5	53.1

備考 1　本歩掛は、立木価格評定要領による。
2　歩掛内容は、伐倒42.5%、枝払い57.5%であって径級34cm上に適用し、32cm下には伐倒のみを計上する。

(ｲ)　木寄（トラクタ）歩掛
6ｔ～11ｔ級　ＮＬ込み

（m3／1日当たり）

資材置り / 平均集材距離	0.2	0.4	0.6	0.8	1.0	1.2	1.4	1.6	1.8	2.0	2.2	2.4	2.6	2.8	2.8
	m3迄	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	m3超
100m 迄	18.5	22.7	25.6	27.8	29.7	31.4	32.9	34.2	35.4	36.5	37.6	38.6	39.5	40.4	41.2

備考 1　本歩掛は、立木価格評定要領による。

(ｳ)　トラクター運転歩掛

（１日当たり）

名　　称	規　　格	単位	数　　量
機械運転手		人	1.0
荷掛荷卸手		〃	1.5
機械損料	クローラタイプ 6~11t級	日	1.0
燃料費	軽油	リットル	26.0
雑材料費		%	24.0

備考 1　本歩掛は、立木価格評定要領による。
2　雑材料費は、燃料費に雑材料費率を乗じた金額を上限として計上する。

5）機械による木寄作業方法の図解

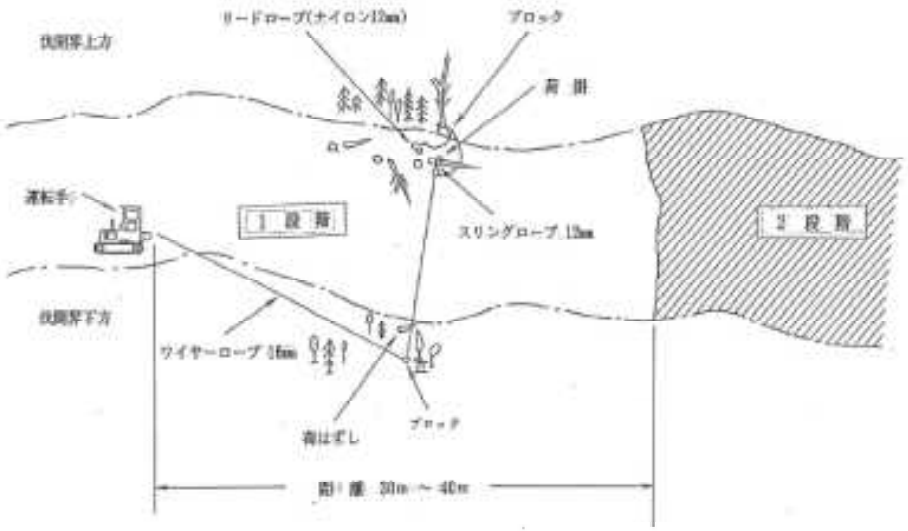

6）伐倒処理費の算出（参考）

ア 条件表

収穫調査面積（ha） ①		0.52
処理率	工事延長（m）	371.2
	斜度40度木満延長（m）	354.7
	処 理 率 ②	0.96

イ 立木材種別集計表

径 級 (cm)	本 数 (本) ③	立木材積 (m3) ④	資材廻り (m3/本) ④/③	ha当たり材積 (m3/ha) ④/①
34cm上 (N)	14.0	5.11	0.36	9.8
34cm上 (L)	16.0	8.93	0.55	17.1
32cm下 (N)	668.0	74.36	0.11	143.0
32cm下 (L)	0.0	0.00	0.00	0.0
計	698.0	88.40	0.12	—

ウ 伐倒費、枝払費

径 級 (cm)	全幹伐倒歩掛⑤ (m3/1日)	1日当たり単価(円) 伐木造材手間	全幹伐倒費 (円/m3) ⑥/⑤=⑦	伐倒費(円/m3) ⑦×0.425= ⑧	枝払費(円/m3) ⑦×0.575= ⑨
34cm上 (N)	8.1	16,400	2,025	861	1,164
34cm上 (L)	15.6	16,400	1,051	447	604
32cm下 (N)	7.3	16,400	2,247	955	—
32cm下 (L)	0.0	16,400	0	0	—

エ 木寄費

トラクタ運転経費⑩ (円/日)	木寄損料 ⑪ (円/m3)	木寄歩掛 ⑫ (m3/1日)	木寄単価 (円/m3) (⑩+⑪×⑫)/⑫=⑬	木寄費 (円/m3) ⑬×②=⑭
67,128	75	18.5	3,704	3,556

備考：計上する工種は⑧・⑨・⑭で、各々の立木数量を乗じて求めること。
：伐木造材手単価については参考単価となっていることから、入札公告時における「公共工事設計労務単価」にて積算すること。

［ 新設 ］

2　建設副産物処理費

1）建設副産物の処理について

建設副産物の処理については、「北海道森林管理局森林整備保全事業設計要領（林道事業）第10章仮設工－Ⅲ共通仮設工－３建設副産物の処理について」を参照のこと。

2）建設副産物処理費の積算

ア　重量の算出

コンクリート殻・金属くず（コルゲート管など）等の重量については、体積や延長等を調査し算出すること。なお、処分場へ搬入した場合は、マニフェスト記載の重量へ変更すること。

イ　運搬費

運搬費については、以下のとおり廃棄物の種類に応じた運搬手段により積算し、運搬距離は処分場までの距離とする。

①鉄くず、木材等

トラックにより運搬するものとし、一般貨物運送事業の貸切運賃を用いる。

ただし、根株など土の付着したものについては、ダンプトラックにより運搬するものとする。

②コンクリート殻、アスファルト殻等

ダンプトラックにより運搬するものとし、積算は、「３運搬工１－(3)ダンプトラック運搬」による。

ウ　処理費

ア）処理費の算出

工事箇所近隣に複数処分場がある場合は、３箇所程度選び各処分場の処理費とそこまでの運搬費を合計し、その額が最安となるものを処理費とする。各処分場の処理費については、建設資材等地方単価に掲載されている場合はその単価を用いることとする。

イ）循環税相当額の算出

産業廃棄物を最終処分場へ搬入する場合に課税される循環税については、「１基本－６北海道循環資源利用促進税条例の取扱いについて」によることとし、建設資材等地方単価に掲載されている場合は、その額に数量（トン単価）をかけて算出する。

ウ）具体例

次ページ「参考例」の場合の各単価は以下のようになる。

	処理区分	処理料金	循環税相当額
コンクリート塊（無筋）	中間処理	800円/ｔ	0円/ｔ
コンクリート塊（有筋）	中間処理	1,000円/ｔ	0円/ｔ
金　属　く　ず	最終処理	1,000円/ｔ	1,000円/ｔ

エ）積算の取扱い

① 必携 森林整備保全事業設計積算要領 第6請負工事費の積算基準 1請負工事費の積算 (2)間接工事費 処分費等の取扱いに基づき積算すること。

② 産業廃棄物処理費（差額分）及び循環税相当額は、共通仮設費の準備費（定率仮設費対象外積上分）へ計上する。

③ 中間処理の場合は、産業廃棄物処理費と循環税相当額を合計したものを処理費として一括計上し、消費税等相当額の対象とする。

④ 最終処分の場合は、産業廃棄物処理費と循環税相当額は別々に計上し、産業廃棄物処理費は消費税等相当額の対象とするが、循環税相当額は消費税等相当額の対象としない。

⑤ 産業廃棄物処理費（差額分）及び循環税相当額は、共通仮設費・現場管理費・一般管理費の対象としないので、注意して積算すること。

参考例

産業廃棄物処理料金

番号		許可番号	第 号
会社名			
事務所所在地			TEL
中間処理場所在地			TEL
最終処分場所在地			TEL
最終処分場の区分	①.安定型	2.管理型	3.遮断型
トラックスケール	①有	2無	

産業廃棄物処理料金　　単位：円／t（循環税および消費税抜き）

区分		品質・規格	適用日更新日	中間処理料金（循環税除く）	中間処理に係る循環税相当額	最終処理料金（循環税除く）	循環税	摘要
がれき類	アスファルト塊	600mm×600mm以下	4/5	800	0			
			4/5			1,000	1,000	
	コンクリート塊	無筋	4/5	800	0			
		有筋	4/5	1,000	0			
			4/5			1,000	1,000	

廃プラスチック類		4/5			50,000	1,000	
ゴムくず							
金属くず		4/5			1,000	1,000	
ガラス・陶器くず		4/5			1,000	1,000	
紙くず							
木くず	解体材						
	抜根物						
繊維くず							
糞尿							
動物性残さ							
家畜ふん尿							
燃えがら							
汚泥							
鉱さい							
ばいじん							
受け入れ条件							

11～14 ［ 略 ］

11～14 ［ 略 ］